

一号接合井流量計室排水ポンプ取替工事

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人 水資源機構

利根導水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1. この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「機械設備工事共通仕様書（令和5年4月）」（以下「共通仕様書」という。）に優先して、一号接合井流量計室排水ポンプ取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

第2節 工事内容

2-1 工事場所

埼玉県朝霞市宮戸地内

2-2 工事概要

本工事は、一号接合井流量計室に設置された排水ポンプの機能を正常に維持し円滑な運用を図るために水中ポンプ等の取替を行うものである。

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の設備の設計、製作、輸送、取替、調整及び試運転までの一切とする。

施設名	整備箇所	整備内容	数量	備考
一号接合井 流量計室	排水ポンプ	水中ポンプ取替 (電気配管・配線を含む)	1台	

第3節 工期等

3-1 工期

工期は、契約締結の翌日から令和8年3月27日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスpons対象工事である。

「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閑序日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第6節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ①依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ②会議・打合せに関する事項
 - ③業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第7節 工事書類の作成

1. 「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。
2. 協議において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提示、提出は行わないものとする。

第8節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 本工事で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 Rev5.6
(掲載URL : https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第9節 工事用地等の使用

現場事務所、資機材置き場等工事の施工上必要な用地は、受注者の責任で準備するものとする。ただし、機構が認める場合は、機構が保有している用地を有償で使用することができるものとする。

第10節 工事支障物等

本工事の進捗に伴い工事支障物件が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

第11節 他工事との協力

1. 下記工事とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	工期	輻輳範囲	期間 (予定)	備考
朝霞水路2号沈砂池外耐震補強工事	令和3年8月6日～令和8年3月12日	一号接合井	令和8年2月～3月頃	

第12節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第13節 支給材料及び貸与品等

13-1 電力等

本工事において次のものを無償支給する。ただし、工事等に使用する電力については、受注者において準備するものとする。

1. 対象電力
設備の運転に必要な電力
2. 支給場所
工事場所と同様（埼玉県朝霞市宮戸地内）
3. 支給時期
現地作業の実施期間

第14節 工事現場発生品

本工事の現場発生品は、共通仕様書に掲らず次のとおりとする。

1. 現場発生品

品名	規格	単位	数量	備考
水中ポンプ	50DSA53.7、口径φ50mm 付属ケーブル10m	台	1	スクラップ(鉄くず)
電気配管	PE28	m	11.3	廃プラスチック類
	金属製可とう電線管	m	1	〃
電気配線	CV3.5sq-4c	m	47.7	〃

2. 確認場所
埼玉県朝霞市宮戸地内
3. 第1項の現場発生品は、確認場所で監督員の確認を受けたのち、第15節建設副産物等に従い、受注者の責任において適切に処理するものとする。
4. 第1項以外の現場発生品が生じた場合は、監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

第15節 建設副産物等

15-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

15-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

15-3 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができます。

建設 副産物	搬出 先区 分	積算上の条件明示						
		単位	数量	受入 場所	受入期間 及び 受入時間	その他の受入 条件	片道運搬 距離 (km)	受入費用 (税抜き)
スクラップ (鉄くず)	中間 処理 施設	t	0.06 7	埼玉県 鴻巣市 袋地内	月～金 8:30-17:00 土 8:30-12:00	—	37.8	-15,000 (円/t)
廃プラスチック類	中間 処理 施設	m3	0.02 5	埼玉県 さいたま市岩 槻区加 倉地内	月～土 7:00-18:00 (12:00- 13:00 受入 停止)	—	19.0	16,000 (円/m3)

第16節 設計変更等

1. 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び共通仕様書第1章第12節1-12-1に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）によるものとする。
2. 本工事施工において、下記に示す内容の追加変更を協議する場合がある。

なお、変更協議に基づき指示する場合は、前項に示す設計変更等の対象とする。

- (1)施工内容や取替部品の変更が生じた場合
- (2)再使用する部品等について、再使用が困難であると判断された場合
- (3)施工範囲内の設備等に不具合が生じた場合

第17節 数量の算出

17-1 数量の算出

受注者は、本工事の設計変更等に伴う図面及び数量等については、作成に協力しなければならない。

17-2 施工図等

受注者は、本工事の施工に先立って監督員が指示した場合、施工図及び計算書等を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

第18節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種別	細別	立会項目	備考
品質管理	材料管理	使用材料の品質、規格、数量確認	材料確認書による
据付管理	一般事項	取替完了後の後片付け状況	
現場発生品	発生品の処理	発生品の発生状況	現場発生品搬出前

第19節 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認予定日等を監督員に書面により提出しなければならない。

ただし、段階確認の実施日時及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認項目
据付管理	据付管理	据付完了時	機械設備工事施工管理
	機能管理	総合試運転完了時	基準による

第20節 提出図書

提出図書の提出時期は下記によるものとする。

1. 工事着手前に提出するもの
 - (1)施工計画書 2部（1部返却）
2. 工事着手前に提出し承諾を受けるもの
 - (1)承諾図書 2部（1部返却）
3. 工事進捗にあわせて提出するもの
 - (1)施工管理記録 2部（1部返却）
4. 工事完成前に提出するもの
 - (1)工事完成図書及び工事写真（製本） 2部
 - (2)電子媒体（C D - R 又はD V D - R） 1部
5. その他監督員が必要としたもの

第21節 成果品の納品等

21-1 納品等の方法

1. 工事書類（工事写真を除く）は紙で提出するものとする。ただし、紙で提出するまでの連絡は積極的にメール等を活用するものとする。
2. 工事写真は、電子媒体（C D-R 又はD V D-R）で1部提出する。
なお、工事写真のデータを電子媒体で提出した場合は、紙の工事写真帳の提出は不要とする。
3. 工事完成図書は紙の提出及び電子媒体の両方とする。

第22節 承諾図書

受注者は、共通仕様書第1章第1節1-1-5でいう承諾図書は分割して提出することができるものとし、それぞれの提出時期については、工事始期日以降30日以内に監督員と協議するものとする。

監督員は、承諾図書の提出日から14日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答は、再提出日から14日以内に行う。

第23節 現場技術員等

23-1 現場技術員及び監督補助員

本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員又は監督補助員（以下「現場技術員等」という。）に付するものとし、監督補助員の権限は現場技術員と同等とする。なお、本工事に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

23-2 業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

23-3 受注者からの連絡

受注者は、共通仕様書第1章1-6-2（現場技術員等）のほか連絡についても、現場技術員等を通じて行うことができる。

23-4 監督員からの連絡

監督員から受注者に対する連絡が現場技術員等を通じて行われた場合は、監督員から直接連絡があったものと同等である。

第24節 主任技術者等

24-1 現場代理人の他の工事との兼任

現場代理人については、以下の①から④を全て満たす他の工事において、発注者が認めた場合には、兼任することが出来るものとする。

- ① 他の工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない工事規模であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- ③ 兼任できる他の工事（他機関が発注する工事も含む）は1件までとし、現場間の距離が20km以内であること

- ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かえる体制が整備されていること

第25節 施工管理

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「機械設備工事施工管理基準（平成24年4月）」によるものとする。
なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「機械設備工事施工管理基準（平成24年4月）」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第26節 不具合発見時の対応

1. 本工事の施工において、整備対象箇所以外でも不具合箇所を発見した場合には、不具合状況について速やかに監督員に報告するものとする。なお、施工範囲における不具合箇所の取替、補修、修理等の対応について監督員との協議により追加変更を行う場合がある。この場合は設計変更の対象とする。
2. 本報告は、不具合箇所を発見できなかったことによる設備の故障不具合の発生に対して、受注者に責を帰するものではない。
3. 本工事施工中に発見した不具合のうち、施工範囲において予備品交換及び簡易な調整作業等で復旧できるものは、本工事に含まれるものとする。

第27節 工事中の安全確保

27-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

27-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。
 - I. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - II. 転落・墜落による人身事故防止
 - III. 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする
3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

27-3 工事看板等

1. 受注者は工事期間中、標識（工事予告板、協力依頼板、工事標識等）、保安灯、注意灯を設置するものとする。
2. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。設置にあたっては、風等によって標識等が飛ばされることがないよう堅牢に固定するものとする。
なお、工事完成後は、速やかに標示板を撤収しなければならない。
3. 表示板等の記載内容及び設置場所については、監督員の承諾を得たのち施工計画書に含め提出するものとする。

27-4 工事現場管理

1. 受注者は、安全衛生に関する専任管理者及び工種毎の作業指揮者を定め、工事中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、工事関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。
2. 受注者は、現地作業時、必要な機器の電源を落として作業を行うものとし、感電事故、設備の誤動作、他設備への波及事故等が発生しないよう万全を期さなければならない。
3. 本工事において河川内作業を行う場合は、必ずライフジャケットを着用し安全管理に万全を期して作業を行うものとする。

27-5 標準操作方式建設機械の使用

本工事の施工に当たり次表機種の建設機械を使用する場合は、「建設機械に関する技術指針(平成3年10月8日付建設省経機発第247号、最終改定平成10年3月31日付建設省経機発第37号)」に基づき指定された建設機械を使用するものとし、指定されていない建設機械を使用する場合は、監督員と協議するものとする。

ただし、平成6年9月30日以前に製造された移動式クレーンについてはこの限りではない。

機種	備考
移動式クレーン (平成6年10月1日以降に製造されたもの)	クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)

27-6 安全施設等の設置

1. 受注者は、安全施設等の設置について、監督員と協議し、施工計画書に含めて提出するものとする。
なお、安全施設等の設置に関して監督員が変更又は追加の指示をした場合は、速やかに対応しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工において高さが2m程度以上の垂直の作業床を設ける場合は、墜落等による事故防止のため防網(安全ネット等)を設置するものとする。

27-7 作業手順

1. 受注者は、危険を伴う作業について、図等を用いてわかりやすく作成した作業手順書を施工計画書に含めて提出するものとする。
2. 受注者は、工事の施工において提出した作業手順書を作業員に周知し、作業手順を遵守するものとする。

27-8 墜落事故防止重点対策

受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有すものを設置しなければならない。

27-9 架空線の保護

工事現場に近接して電線、通信線等がある場合は、安全範囲を示す架空標識等を設けて作業中の事故防止に努めなければならない。なお、電力会社等に対する申請、協議は受注者が行うものとする。

27-10 風紀管理

受注者は、工事関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、工事関係者間並びに地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。

27-11 火災防止

受注者は、工事現場における作業期間中、火気には十分注意し、火事を起こさないように万全の注意を払わなければならない。

27-12 騒音、振動の対策

1. 受注者は、本工事の施工に際し、騒音、振動を発生させないよう努めるものとする。
2. 受注者は、本工事の実施に伴い防音壁等の騒音対策が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第28節 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた水資源機構の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第29節 環境保全

29-1 環境保全

受注者は、本工事の実施に当たり、周辺地域の環境保全に十分配慮しなければならない。なお、周辺地域に配慮した措置を講じる場合は、監督員と協議するものとする。

29-2 水質保全

受注者は、本工事の実施に当たり、油等の流出による水質汚染がないよう十分配慮するものとする。なお、施工中に水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに機構に連絡し、その指示に従うものとする。この場合、回収、分析等に係る費用は全て受注者の負担とする。

第30節 交通安全管理

30-1 交通に対する規制

1. 受注者は一般車両と共に用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。
2. 受注者は工事に使用する車両について、その旨を明示した車両とするものとする。

3. 工事現場への資材、重機等の搬入出に際しては一般車両の安全確保に万全を期すものとする。また、資機材等の搬入出にあたっては、運搬車両・クレーン車等を現場周辺及び道路交通法による違反場所に待機させてはならない。
4. 関係機関との協議等により、交通規制条件が変更となり作業計画等の見直しが必要となった場合は、設計変更の対象とする。

30-2 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて機器、装置等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし枠装着車、不表示車等に機器、装置等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から機器、装置等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第31節 作業時間の規制

1. 受注者は、夜間及び早朝（午後5時～午前8時）に作業を行ってはならない。
2. やむを得ず夜間及び早朝に作業を行う場合は、監督員と協議し、その指示に従うとともに周辺住民の了解を得るよう努めるものとする。

第32節 官公庁等への手続き等

1. 本工事の施工にあたり関係官公庁等への諸手続きが必要となる場合は、受注者の責任において行うものとする。
2. 受注者が行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の手続きにより許可、承諾等を得た場合は、その写しを監督員に提出しなければならない。
3. 受注者が行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告しその指示を受けなければならぬ。

第33節 工事用電力

本工事に使用する工事用電力は、受注者の負担とする。また、受注者は必要に応じて手続き等を行わなければならない。

なお、設備の運転操作に必要な電力については、無償で使用することができるものとする。

第34節 火災保険等

受注者は、共通仕様書第1章第18節1-18-1に示す保険の他、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならぬ。

第35節 地震対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第36節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員に電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第37節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第38節 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場の作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第39節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、請書第1条にいう仕様書及び図面ではない。

第40節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 施工

第1節 概要

1－1 既設設備の主要仕様

既設設備の主要仕様は、次のとおりである。

1. 一号接合井流量計室排水ポンプ

台数 : 1台

形式 : 汚水用水中ポンプ 50DSA53.7

口径 : $\phi 50\text{mm}$

吐出量 (全揚程) : 0.100m³/min (36.1m) ~ 0.500m³/min (23.3m)

出力 : 3.7kW

運転方式 : 自動形 (フロートスイッチ)

動力電源 : 3相 3線 200V 50Hz

付属ケーブル : 10m

1－2 施工内容

本工事で実施する工事内容は次のとおりとする。

対象施設	施工箇所	施工内容	数量	備考
一号接合井 流量計室	排水ポンプ	水中ポンプ取替	1台	電気配管・配線を含む

第2節 取替機器・部品等

取替機器・部品等は、次に示すものまたは同等品以上のものとする。

施設名	施工箇所	部品名	規格等	数量
一号接合井 流量計室	排水ポンプ	汚水用水中ポンプ	口径 $\phi 50\text{mm}$ 実揚程 14.155m 吐出量 0.3m ³ /min 以上 電源 3相 200V 50Hz 出力 3.7kW 以下 付属ケーブル 20m フランジパッキン、ボルト・ナット類を含む	1台
		ケーブル	CV3.5sq-4c	36.4m
		引掛形接地防水ゴムさし込プラグ	3P 20A 250V	1個
		引掛形防雨接地コシセント	3P 20A 250V	1個

第3節 水中ポンプ取替

1. 水中ポンプの取替は、吐出管と水中ポンプ吐出曲管の接続部を取り外して行うものとする。また、吐出管は既設流用とする。なお、接続部のフランジパッキン、ボルト・ナット類も併せて取り替えるものとする。
2. 水中ポンプは自動 (フリクト式) で運転・停止することができるものとし、運転・停止水位は既設とあわせるものとする。また、水中ポンプ取替後は運転動作及び排水状況の確認を行うものとする。なお、排水状況の確認は一号接合井の排水配管出口により可能である。
3. 水中ポンプの付属ケーブルは 20m とし、さし込プラグを取り付けて新設するコン

セントとの接続ができるものとする。また、付属ケーブルは抜け落ち防止の対策を行うものとする。

4. 電気配管は既設コンセント（水中ポンプ付近）から新設するコンセント設置箇所（階段付近）までを撤去し、既設電気配管にコンセントを取り付けるものとする。また、新設するコンセント設置箇所は既設電気配管のPE管と金属製可とう電線管の接続部とする。なお、上記以外の電気配管、ケーブルラック等は既設流用とする。
5. ケーブル類については、分電盤から新設するコンセントまでの全てを取り替えるものとする。なお、ケーブルの端末処理、敷設及び電気配管の接続を含むものとする。
6. 全てのケーブルの起点、終点、分岐点等の主要箇所には、ケーブル識別札を取り付けるものとし、識別札には、工事名、線種(用途)、ルート、施工者、施工年月等を記入するものとする。

第4節 施工条件

4-1 一般事項

1. 受注者は、施工にあたり十分な経験を有する技術者を派遣し、施工にあたらせるとともに監督員と連絡を密にし、手戻り等のないよう施工するものとする。
2. 整備及び機器、部品の取替にあたっては、設備本来の機能を損なうことがないよう慎重に作業を行うものとする。
3. 受注者は、整備作業開始から工事完了まで施設、設備及び機器等に損傷・腐食等が生じないよう注意を払うものとする。また、必要な箇所には養生シートを用いる等の養生を行うものとする。
4. 機器及び仮設資材等の取外し、据付作業時においては落下、転倒、破損等が生じないように十分注意してから行うものとする。
5. 受注者は、既設コンクリート構造物にアンカーボルトの打込みを行う場合には、監督員の承諾を得てから施工するものとする。
6. 本工事施工により、設備及び既設構造物に損傷を与えた場合は、監督員の承諾を得た方法により受注者の責任と費用負担において原形に復旧するものとする。
7. 水路に排水する設備のため、油脂類等の落下により重大な事故に繋がるため、油脂類の飛散防止対策を講じるものとする。
8. 既設設備の状態、作業環境等により作業に支障が生じる場合には、対策を講じ監督員と協議のうえ施工するものとし、仕様書第1章第16節「設計変更等」の対象とする。
9. 施工中に不具合等を発見した場合には、速やかに監督員に報告し指示を仰ぐものとする。

4-2 資機材の搬入出

1. 資機材の搬入出は流量計室蓋をクレーンにより移動してできた開口部から行うものとする。なお、流量計室蓋の移動前に必ず固定金具4箇所を取り外すものとする。
2. 流量計室蓋の移動にあたっては、吊環4箇所を使用できるものとする。なお、吊上げに必要なワイヤーロープ、玉掛け工具等は受注者により準備し、玉掛け作業は有資格者が行うものとする。
3. 流量計室蓋の移動後は開口部に落下防止対策を行うものとする。

4-3 配管・配線

1. 電源停止及び配線遮断を行う場合は、他設備との関連性を十分確認し、誤操作防止、切断箇所の安全対策を十分検討したうえで施工するものとする。
2. 解線した配線及び端子等は養生を確実に行い、短絡等の事故を起こさないよう処置

を施すものとする。

3. ハンドホール内に溜まった地下水等は配線作業前に水中ポンプにより抜水するものとする。また、ハンドホールの開閉に使用する工具は機構が貸与するものとする。

第5節 仮設

5-1 一般事項

1. 仮設工は、現地の状況を十分把握し安全性、細部構造等の検討を行い、工事の施工については、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地状況・施工条件等に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は工事期間中、施工ヤードの適正な維持管理に努めるとともに、資機材の整理整頓を行い、盗難等の防犯対策も併せて行うものとする。
3. 受注者は、工事用資機材の運搬経路及び仮設備計画等について、施工計画書に含めて提出するものとする。なお、仮設足場については強度計算書を添付するものとする。
4. 施工計画書に基づく現場事務所、作業員宿舎、通信設備等は、受注者の責任と費用負担により準備するものとする。
5. 未舗装部にクレーン等を配置する場合は、敷鉄板等により養生するなどの対策を行うものとする。
6. 強風時には直ちに作業を中止し、足場の倒壊による既設設備への損傷及び水路への落下等がないよう対策を行うものとする。

5-2 仮置き

1. 受注者は、工事施工場所に製品、材料及び資機材等を仮置きする場合は、事前に監督員と協議しなければならない。なお、工事施工場所によっては関連工事との調整が必要なため、仮置き等にあたり制限を設ける場合がある。
2. 受注者は仮置きする場合、製品、材料及び資機材等の養生を行うとともに散乱しないよう対策を施すものとする。また、盗難防止対策もあわせて施すものとする。受注者は、工事現場内に製品、材料等を仮置きする必要がある場合、監督員と仮置き場所について協議するものとする。

5-3 仮設機材等

1. 受注者が施工計画書に基づき設置、使用する仮設資材及び機械器具は、全て受注者が責任をもって準備するものとする。
2. 受注者が施工計画書に基づき準備する電力・光熱・用水は、受注者の費用負担によるものとする。

5-4 仮設電源

本工事で使用する工事用電力については、仕様書第1章第33節「工事用電力」で無償支給としたもの以外は受注者が準備するものとする。

5-5 漏油防止対策

受注者は、本工事で使用する建設機械等について、万が一の機器故障等による油脂類流出に備え、万全を期するものとする。

5－6 粉塵対策

受注者は、施工ヤード及び資機材搬出入路の工事車両の通行、整備等の作業により発生する粉塵の飛散防止に対しては、シート養生、散水及び集塵等の対策を講じるものとする。

なお、散水に使用する工事用水は受注者の責により確保するものとし、新河岸川及び朝霞水路の流水を使用してはならない。

5－7 第三者の侵入防止

受注者は、工事期間中の施工ヤード及び資機材保管場所における第三者の事故防止、侵入防止等のため施設の施錠を確実に行うものとする。

5－8 作業足場

1. 受注者は、高所における安全作業を実施するために、必要な箇所に作業足場及び安全ネット等を設置するものとする。
2. 仮設足場は、十分な強度を持ち堅牢に仮設するものとする。なお、仮設足場の設置に伴い周辺設備と干渉する場合は、監督員と協議し仮設足場の設置を行うものとする。
3. 仮設足場の設置は、既設設備やコンクリート構造物等を考慮し、確実に固定するものとする。また、仮設足場等の固定部を既設設備に設置する場合は、既設設備が損傷しないように養生を行うものとする。
4. 仮設足場の設置において、設置場所が高所となる場合には仮設資材搬入時において落下防止対策を講じるものとする。
5. 仮設足場の開口部等には必要に応じて安全ネットを張るものとし、墜落等による事故を防止するものとする。また、施工位置より資機材、工具等が落下する可能性がある開口部は、養生を行うものとする。

－以上－